

青森県報

号外第七十二号

令和六年
十二月十六日
(月曜日)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則……………（事務局）…

○人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則……………（同）…

人事委員会

人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分	2 項職員		3 項職員	
	円	円	円	円
1 年 未 満	36,100	31,500		
1 年以上 2 年未満	36,100	31,500		
2 年以上 3 年未満	36,100	31,500		
3 年以上 4 年未満	36,100	31,500		
4 年以上 5 年未満	36,100	31,500		
5 年以上 6 年未満	36,100	31,500		
6 年以上 7 年未満	34,900	31,500		
7 年以上 8 年未満	33,600	31,500		
8 年以上 9 年未満	32,300	31,500		
9 年以上 10 年未満	31,100	31,500		
10 年以上 11 年未満	29,800	26,300		
11 年以上 12 年未満	28,600	21,000		
12 年以上 13 年未満	27,300	15,800		
13 年以上 14 年未満	26,000	10,500		
14 年以上 15 年未満	25,100	5,300		
15 年以上 16 年未満	24,100			
16 年以上 17 年未満	23,100			
17 年以上 18 年未満	22,100			
18 年以上 19 年未満	21,100			
19 年以上 20 年未満	20,200			
20 年以上 21 年未満	19,200			
21 年以上 22 年未満	18,800			
22 年以上 23 年未満	18,300			
23 年以上 24 年未満	17,600			
24 年以上 25 年未満	17,200			
25 年以上 26 年未満	16,800			
26 年以上 27 年未満	16,400			
27 年以上 28 年未満	16,000			
28 年以上 29 年未満	15,400			
29 年以上 30 年未満	15,200			
30 年以上 31 年未満	14,900			
31 年以上 32 年未満	14,500			
32 年以上 33 年未満	13,900			
33 年以上 34 年未満	13,200			
34 年以上 35 年未満	12,700			

備考

- この表において、「2 項職員」とは第 2 条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは同条第 3 項の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、2 項職員にあつては採用の日又は第 4 条第 1 号若しくは第 2 号の職員となつた日以後の期間、3 項職員にあつては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員		3 項職員	
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	円	円	円	円
1 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	45,000		
1 年以上 2 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	45,000		
2 年以上 3 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	45,000		
3 年以上 4 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	45,000		
4 年以上 5 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	45,000		
5 年以上 6 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	45,000		
6 年以上 7 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	45,000		
7 年以上 8 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	45,000		
8 年以上 9 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	45,000		
9 年以上 10 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	45,000		
10 年以上 11 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	37,500		
11 年以上 12 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	30,000		
12 年以上 13 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	22,500		
13 年以上 14 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	15,000		
14 年以上 15 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	7,500		
15 年以上 16 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400			
16 年以上 17 年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000			
17 年以上 18 年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600			
18 年以上 19 年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200			
19 年以上 20 年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800			
20 年以上 21 年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400			
21 年以上 22 年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800			
22 年以上 23 年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200			
23 年以上 24 年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200			
24 年以上 25 年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600			
25 年以上 26 年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000			
26 年以上 27 年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400			
27 年以上 28 年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800			
28 年以上 29 年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000			
29 年以上 30 年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700			
30 年以上 31 年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300			
31 年以上 32 年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700			
32 年以上 33 年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800			
33 年以上 34 年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900			
34 年以上 35 年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200			

備考

- この表において、「1 項職員」とは第 2 条第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは同条第 3 項の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、1 項職員及び 2 項職員にあつては採用の日又は第 4 条第 1 号若しくは第 2 号の職員となつた日以後の期間、3 項職員にあつては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。
- この表において、「1 種」とは第 2 条第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは同項第 2 号の職を占める職員を、「3 種」とは同項第 3 号の職を占める職員を、「4 種」とは同項第 4 号の職を占める職員を、「5 種」とは同項第 5 号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百十六・五以上百分の百九十五」を「百分の百二十七・五以上百分の二百十五」に、「百分の百四十・五以上百分の二百三十五」を「百分の百五十一・五以上百分の二百五十五」に改め、同項第二号中「百分の百五・五以上百分の百十六・五」を「百分の百十六以上百分の百二十七・五」に、「百分の百二十六・五以上百分の百四十・五」を「百分の百三十七以上百分の百五十一・五」に改め、同項第三号中「百分の九十四・五」を「百分の百四・五」に、「百分の百十四・五」を「百分の百二十四・五」に改め、同項第四号中「百分の八十六・五」を「百分の九十六」に、「百分の百五・五」を「百分の百十五」に改める。

第十四条の二第一項第一号及び第二号中「百分の四十六・二五」を「百分の五十三・七五」に、「百分の五十六・二五」を「百分の六十三・七五」に改め、同項第三号中「百分の四十四・二五」を「百分の五十一・五」に、「百分の五十四・二五」を「百分の六十一・五」に改める。

第二条 人事委員会規則七―八〇の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百二十七・五以上百分の二百十五」を「百分の百二十二以上百分の二百五」に、「百分の百五十一・五以上百分の二百五十五」を「百分の百四十六以上百分の二百四十五」に改め、同項第二号中「百分の百十六以上百分の百二十七・五」を「百分の百十・五以上百分の百二十二」に、「百分の百

三十七以上百分の百五十一・五」を「百分の百三十一・五以上百分の百四十六」に改め、同項第三号中「百分の百四・五」を「百分の九十九・五」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百十九・五」に改め、同項第四号中「百分の九十六」を「百分の九十一」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改める。

第十四条の二第一項第一号及び第二号中「百分の五十三・七五」を「百分の五十一」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「百分の五十一・五」を「百分の四十八」に、「百分の六十一・五」を「百分の五十八」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭